

危険物関連の消防法令抜粋

○消防法（抜粋）

第二条 この法律の用語は左の例による。

7 危険物とは、別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

別表第一（第二条、第十条、第十一条の四関係）

類別	性質	品名
第一類	酸化性固体	一 塩素酸塩類 二 過塩素酸塩類 三 無機過酸化物 四 亜塩素酸塩類 五 臭素酸塩類 六 硝酸塩類 七 よう素酸塩類 八 過マンガン酸塩類 九 重クロム酸塩類 十 その他のもので政令で定めるもの 十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第二類	可燃性固体	一 硫化りん 二 赤りん 三 硫黄 四 鉄粉 五 金属粉 六 マグネシウム 七 その他のもので政令で定めるもの 八 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 九 引火性固体
第三類	自然発火性物質及び禁水性物質	一 カリウム 二 ナトリウム 三 アルキルアルミニウム 四 アルキルリチウム 五 黄りん 六 アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。）及びアルカリ土類金属 七 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。） 八 金属の水素化物 九 金属のりん化物 十 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 十一 その他のもので政令で定めるもの 十二 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第四類	引火性液体	一 特殊引火物 二 第一石油類 三 アルコール類 四 第二石油類 五 第三石油類 六 第四石油類 七 動植物油類
第五類	自己反応性物質	一 有機過酸化物 二 硝酸エステル類

		三 ニトロ化合物 四 ニトロソ化合物 五 アゾ化合物 六 ジアゾ化合物 七 ヒドラジンの誘導体 八 ヒドロキシルアミン 九 ヒドロキシルアミン塩類 十 その他のもので政令で定めるもの 十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第六類	酸化性液体	一 過塩素酸 二 過酸化水素 三 硝酸 四 その他のもので政令で定めるもの 五 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

備考

一 (略)

二 可燃性固体とは、固体であつて、火炎による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。

三、四 (略)

五 金属粉とは、アルカリ金属、アルカリ土類金属、鉄及びマグネシウム以外の金属の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

六 マグネシウム及び第二類の項第八号の物品のうちマグネシウムを含有するものにあつては、形状等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

七～二十一 (略)

○危険物の規制に関する政令（抜粋）

（第二類の危険物の試験及び性状）

第一条の四 法別表第一備考第二号の火炎による着火の危険性を判断するための政令で定める試験は、小ガス炎着火試験とする。

2 前項の小ガス炎着火試験とは、試験物品に火炎を接触させてから着火するまでの時間を測定し、燃焼の状況を観察する試験をいう。

3 法別表第一備考第二号の政令で定める性状は、前項の小ガス炎着火試験において試験物品が十秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続することとする。

4 法別表第一備考第二号の引火の危険性を判断するための政令で定める試験は、セタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験とする。

別表第三 （第一条の十一関係）

類別	品名	性質	指定数量
第一類		第一種酸化性固体	キログラム五〇
		第二種酸化性固体	三〇〇
		第三種酸化性固体	一、〇〇〇
第二類	硫化りん		キログラム一〇〇
	赤りん		一〇〇
	硫黄		一〇〇
		第一種可燃性固体	一〇〇
	鉄粉		五〇〇

		第二種可燃性固体	五〇〇
	引火性固体		一、〇〇〇
第三類	カリウム		キログラム一〇
	ナトリウム		一〇
	アルキルアルミニウム		一〇
	アルキルリチウム		一〇
		第一種自然発火性物質及び禁水性物質	一〇
	黄りん		二〇
		第二種自然発火性物質及び禁水性物質	五〇
		第三種自然発火性物質及び禁水性物質	三〇〇
第四類	特殊引火物		リットル五〇
	第一石油類	非水溶性液体	二〇〇
		水溶性液体	四〇〇
	アルコール類		四〇〇
	第二石油類	非水溶性液体	一、〇〇〇
		水溶性液体	二、〇〇〇
	第三石油類	非水溶性液体	二、〇〇〇
		水溶性液体	四、〇〇〇
	第四石油類		六、〇〇〇
	動植物油類		一〇、〇〇〇
第五類		第一種自己反応性物質	キログラム一〇
		第二種自己反応性物質	一〇〇
第六類			キログラム三〇〇

備考

一～三（略）

四 第一種可燃性固体とは、第一条の四第二項の小ガス炎着火試験において試験物品が三秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続するものであることをいう。

五 第二種可燃性固体とは、第一種可燃性固体以外のものであることをいう。

六～十二（略）

○危険物の規制に関する規則（抜粋）

（品名から除外されるもの）

第一条の三 法別表第一備考第三号の粒度等を勘案して総務省令で定めるものは、目開きが五十三マイクロメートルの網ふるい（日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）Z八八〇一（一九八七）「標準ふるい」に規定する網ふるいをいう。以下この条において同じ。）を通過するものが五十パーセント未満のものとする。

2 法別表第一備考第五号の粒度等を勘案して総務省令で定めるものは、次のものとする。

一 銅粉

二 ニッケル粉

三 目開きが百五十マイクロメートルの網ふるいを通過するものが五十パーセント未満のもの

3 法別表第一備考第六号の形状等を勘案して総務省令で定めるものは、次のものとする。

一 目開きが二ミリメートルの網ふるいを通過しない塊状のもの

二 直径が二ミリメートル以上の棒状のもの
4～8 (略)

指定可燃物関連の消防法令抜粋

○消防法（抜粋）

第九条の四 危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物及びわら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの（以下「指定可燃物」という。）その他指定可燃物に類する物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。

2 指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準（第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準を除く。）は、市町村条例で定める。

○危険物の規制に関する政令（抜粋）

（指定可燃物）

第一条の十二 法第九条の四の物品で政令で定めるものは、別表第四の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものとする。

別表第四 （第一条の十二関係）

品名	数量	
綿花類	キログラム二〇〇	
木毛及びかんなくず	四〇〇	
ぼろ及び紙くず	一、〇〇〇	
糸類	一、〇〇〇	
わら類	一、〇〇〇	
再生資源燃料	一、〇〇〇	
可燃性固体類	三、〇〇〇	
石炭・木炭類	一〇、〇〇〇	
可燃性液体類	立方メートル二	
木材加工品及び木くず	一〇	
合成樹脂類	発泡させたもの	二〇
	その他のもの	キログラム三、〇〇〇
備考		
一 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。		
二 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。		
三 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。		
四 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。		

五 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。

六 可燃性固体類とは、固体で、次のイ、ハ又はニのいずれかに該当するもの（一気圧において、温度二〇度を超え四〇度以下の間において液状となるもので、次のロ、ハ又はニのいずれかに該当するものを含む。）をいう。

イ 引火点が四〇度以上一〇〇度未満のもの

ロ 引火点が七〇度以上一〇〇度未満のもの

ハ 引火点が一〇〇度以上二〇〇度未満で、かつ、燃焼熱量が三四キロジュール毎グラム以上であるもの

ニ 引火点が二〇〇度以上で、かつ、燃焼熱量が三四キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が一〇〇度未満のもの

七 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。

八 可燃性液体類とは、法別表第一備考第十四号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第十五号及び第十六号の総務省令で定める物品で一気圧において温度二〇度で液状であるもの、同表備考第十七号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で一気圧において温度二〇度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（一気圧において、温度二〇度で液状であるものに限る。）で一気圧において引火点が二五〇度以上のものをいう。

九 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

消防活動阻害物質関連の消防法令の抜粋

○消防法（抜粋）

第九条の三 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。ただし、船舶、自動車、航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵又は取扱いを廃止する場合について準用する。

○危険物の規制に関する政令（抜粋）

（届出を要する物質の指定）

第一条の十 法第九条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次の各号に掲げる物質で当該各号に定める数量以上のものとする。

- 一 圧縮アセチレンガス 四十キログラム
- 二 無水硫酸 二百キログラム
- 三 液化石油ガス 三百キログラム
- 四 生石灰（酸化カルシウム八十パーセント以上を含有するものをいう。） 五百キログラム
- 五 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物のうち別表第一の上欄に掲げる物質 当該物質に応じそれぞれ同表の下欄に定める数量
- 六 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物のうち別表第二の上欄に掲げる物質 当該物質に応じそれぞれ同表の下欄に定める数量

2 法第九条の三第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める場合は、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十四条第一項、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第四十七条の五第一項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九号）第八十七条第一項の規定により消防庁長官又は消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長）に通報があつた施設において液化石油ガスを貯蔵し、又は取り扱う場合（法第九条の三第二項において準用する場合にあつては、当該施設において液化石油ガスの貯蔵又は取扱いを廃止する場合）とする。

別表第二（第一条の十関係）

(一) アンモニア	キログラム二〇〇
(二) 塩化水素	二〇〇
(三) クロルスルホン酸	二〇〇
(四) クロルピクリン	二〇〇
(五) クロルメチル	二〇〇
(六) クロロホルム	二〇〇
(七) けいふつ化水素酸	二〇〇

(八) 四塩化炭素	二〇〇
(九) 臭素	二〇〇
(十) 発煙硫酸	二〇〇
(十一) ブロム水素	二〇〇
(十二) ブロムメチル	二〇〇
(十三) ホルムアルデヒド	二〇〇
(十四) モノクロル酢酸	二〇〇
(十五) よう素	二〇〇
(十六) 硫酸	二〇〇
(十七) りん化亜鉛	二〇〇
(十八) 前各項に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの	総務省令で定める数量

○危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（抜粋）

（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量）

第二条 危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。

(一) 塩化亜鉛	二〇〇 キログラム
(二) 酢酸亜鉛	
(三) 硫酸亜鉛	
(四) りん酸亜鉛	
(五) アクリルアミド及びこれを含有する製剤	
(六) 五塩化アンチモン及びこれを含有する製剤	
(七) 三酸化アンチモン	
(八) 酒石酸アンチモニルカリウム及びこれを含有する製剤	
(九) アンモニアを含有する製剤（アンモニア三〇%以下を含有するものを除く。）	
(十) 一水素二ふっ化アンモニウム及びこれを含有する製剤	
(十一) エチレンオキシド及びこれを含有する製剤	
(十二) 塩化水素を含有する製剤（塩化水素三六%以下を含有するものを除く。）	
(十三) 塩素	
(十四) オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤	
(十五) 酸化カドミウム	
(十六) 硝酸カドミウム	
(十七) 硫化カドミウム	
(十八) クロム酸亜鉛カリウム及びこれを含有する製剤	

(十九) クロム酸ストロンチウム及びこれを含有する製剤	
(二十) クロム酸鉛及びこれを含有する製剤（クロム酸鉛七〇%以下を含有するものを除く。）	
(二十一) 四塩基性クロム酸亜鉛及びこれを含有する製剤	
(二十二) クロルピクリンを含有する製剤	
(二十三) クロルメチルを含有する製剤（容量三〇〇ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であって、クロルメチル五〇%以下を含有するものを除く。）	
(二十四) クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤	
(二十五) ニークロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤	
(二十六) けいふっ化水素酸を含有する製剤	
(二十七) けいふっ化カリウム及びこれを含有する製剤	
(二十八) けいふっ化ナトリウム及びこれを含有する製剤	
(二十九) けいふっ化マグネシウム及びこれを含有する製剤	
(三十) 五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固化化したものを除く。）及びこれを含有する製剤（五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固化化したものを除く。）一〇%以下を含有するものを除く。）	
(三十一) 二・三ージシアノ一・四ージチアアントラキノン（別名ジチアノン）五〇%以下を含有する製剤	
(三十二) 四塩化炭素を含有する製剤	
(三十三) ジメチルアミン及びこれを含有する製剤（ジメチルアミン五〇%以下を含有するものを除く。）	
(三十四) 塩化第一すず	
(三十五) 塩化第二すず	
(三十六) 硫酸第一すず	
(三十七) 塩化第一銅	
(三十八) 塩化第二銅	
(三十九) 硫酸銅	
(四十) 一酸化鉛	
(四十一) 塩基性けい酸鉛	
(四十二) けい酸鉛	
(四十三) 酢酸鉛	
(四十四) 三塩基性硫酸鉛	
(四十五) シアナミド鉛	
(四十六) ステアリン酸鉛	
(四十七) 鉛酸カルシウム	
(四十八) 二塩基性亜硫酸鉛	
(四十九) 二塩基性亜りん酸鉛	
(五十) 二塩基性ステアリン酸鉛	
(五十一) 二酸化鉛	

(五十二)	塩化バリウム	
(五十三)	カルボン酸のバリウム塩	
(五十四)	水酸化バリウム	
(五十五)	炭酸バリウム	
(五十六)	チタン酸バリウム	
(五十七)	ふっ化バリウム	
(五十八)	メタホウ酸バリウム	
(五十九)	オルトフェニレンジアミン	
(六十)	メタフェニレンジアミン	
(六十一)	ブロム水素を含有する製剤	
(六十二)	ブロムメチルを含有する製剤	
(六十三)	一ブロモ一三クロロプロパン及びこれを含有する製剤	
(六十四)	ほうふっ化水素酸	
(六十五)	ほうふっ化カリウム	
(六十六)	ホルムアルデヒドを含有する製剤（ホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。）	
(六十七)	メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤	
(六十八)	メチルアミン及びこれを含有する製剤（メチルアミン四〇%以下を含有するものを除く。）	
(六十九)	二メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤	
(七十)	硫酸を含有する製剤（硫酸六〇%以下を含有するものを除く。）	
(七十一)	りん化亜鉛を含有する製剤（りん化亜鉛一%以下を含有するものを除く。）	